

平成 29 年度

事業計画書

社会福祉法人 栗沢福社会

目 次

・はじめに	(1)
1 理念・倫理綱領	(2)
2 組織機構に関する事	(3)
3 法人本部に関する事	(4)
4 人材育成に関する事	(5)
5 委員会・会議に関する事	
(1) 委員会	(8)
(2) 会議	(9)
6 総務に関する事	(10)
(1) 庶務・経理	
(2) 防災・防犯対策	
(3) 環境・施設設備	(11)
(4) 業務委託	
(5) 業者による年間保守計画	(12)
7 介護に関する事	(13)
(1) 利用者（入居者）との関わり	
(2) 食事	
(3) 排泄	(14)
(4) 入浴	
(5) 余暇活動等	(15)
(6) 住環境	
(7) リスクマネジメント	(16)
(8) 身体拘束廃止等	
(9) 施設サービス計画	
(10) 家族・地域との交流	(17)
(11) 相談援助・苦情対応	
(12) 栄養ケアマネジメント	
(13) ショートステイ	(18)
8 健康管理に関する事	(19)
(1) 健康管理計画	
(2) 感染症対策委員会の実施	

1. 現状

今日、福祉ニーズが多様化・複雑化してきている中であって、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割が、ますます重要になってきており、経営組織の強化、事業の透明性、情報開示の推進、社会貢献活動の義務化など社会福祉法人制度の改革が求められております。

本年度は、社会福祉法の改正施行に伴い、議決機関である評議員会を平成29年4月1日に設置して、組織運営にあたっての牽制・監督機能を強化し、内部統制機能を十分果たしてまいります。

特別養護老人ホームを運営する当法人は、多床室のいちい荘とユニット個室の新しいいちい荘を有し、岩見沢市内では唯一、多床室の運営を行っている有利さを活かし、重度化する要介護者に対して、安心・安全な介護サービスの提供に努めるとともに、介護の重度化が進む中、介護力のスキルアップに繋がる人材育成、資質の向上を積極的に進める必要があります。

一方、施設の整備面においては、いちい荘の老朽化が激しい給水・給湯配管等の更新が急務となっており、入居者が安心して生活できるようハード面の整備を図りながら、より一層、介護サービスの充実を図ってまいります。

2. 本年度の主な取り組み

- (1) 内部統制の機能強化を図るため、平成29年4月1日に評議員会を設置し、理事会への牽制・監督機能を果たすべく経営組織体制のガバナンスを強化してまいります。
- (2) 本年度は、いちい荘開設35周年に当たりますことから、夏まつりなどのイベントなどを記念事業として取り組みます。
- (3) 介護の質を高めるに必要な人材を確保し、人材育成の強化による介護力の向上を図るとともに、職員のスキルアップに努めてまいります。
- (4) 平成5年に改修した「いちい荘」の給水・給湯配管の老朽化が激しいため、配管設備を更新するとともに、約20年間使用してきた2台の温水ボイラーも温水と暖房を兼ね備えたものに更新し、安定した給水及び給湯の確保を図り、快適かつ安全な環境整備を実施します。
- (5) ユニットケアの充実を図りながら、法人の理念を旨に地域社会から信頼される介護サービスを提供するとともに、運営状況の情報開示により、より信頼される社会福祉法人の運営を行ってまいります。

以上、役職員が総力を挙げて、より質の高い施設サービスの向上に努めるとともに、地域に愛され、親しまれる社会福祉法人栗沢福祉会を目指してまいりますので、関係各位の深いご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

1 理念・倫理綱領

I 理念

地域の高齢者や利用者が安心して生活を送ることができるように、人間性と生命の尊厳を基本に誠意と思いやりの心をもって、良質な介護サービスの提供に努めます。

II 倫理綱領

1 施設の使命

当法人は、社会福祉の精神に基づき近隣地域と連携し、地域で高齢者が安心して生活を送ることができる拠点施設になることを使命とします。

2 利用者の人権と尊厳の尊重

私たち職員は、利用者の人権の擁護、尊厳が維持されるよう公平・公正にサービスの提供を行い、個人情報やプライバシー等の守秘義務を徹底します。

3 利用者中心のサービス提供

私たち職員は、利用者の意向・意思を尊重し、その価値観や生活習慣に基づいた生活が維持されるよう、利用者中心、利用者本位のサービス提供に努めます。

4 地域福祉の向上

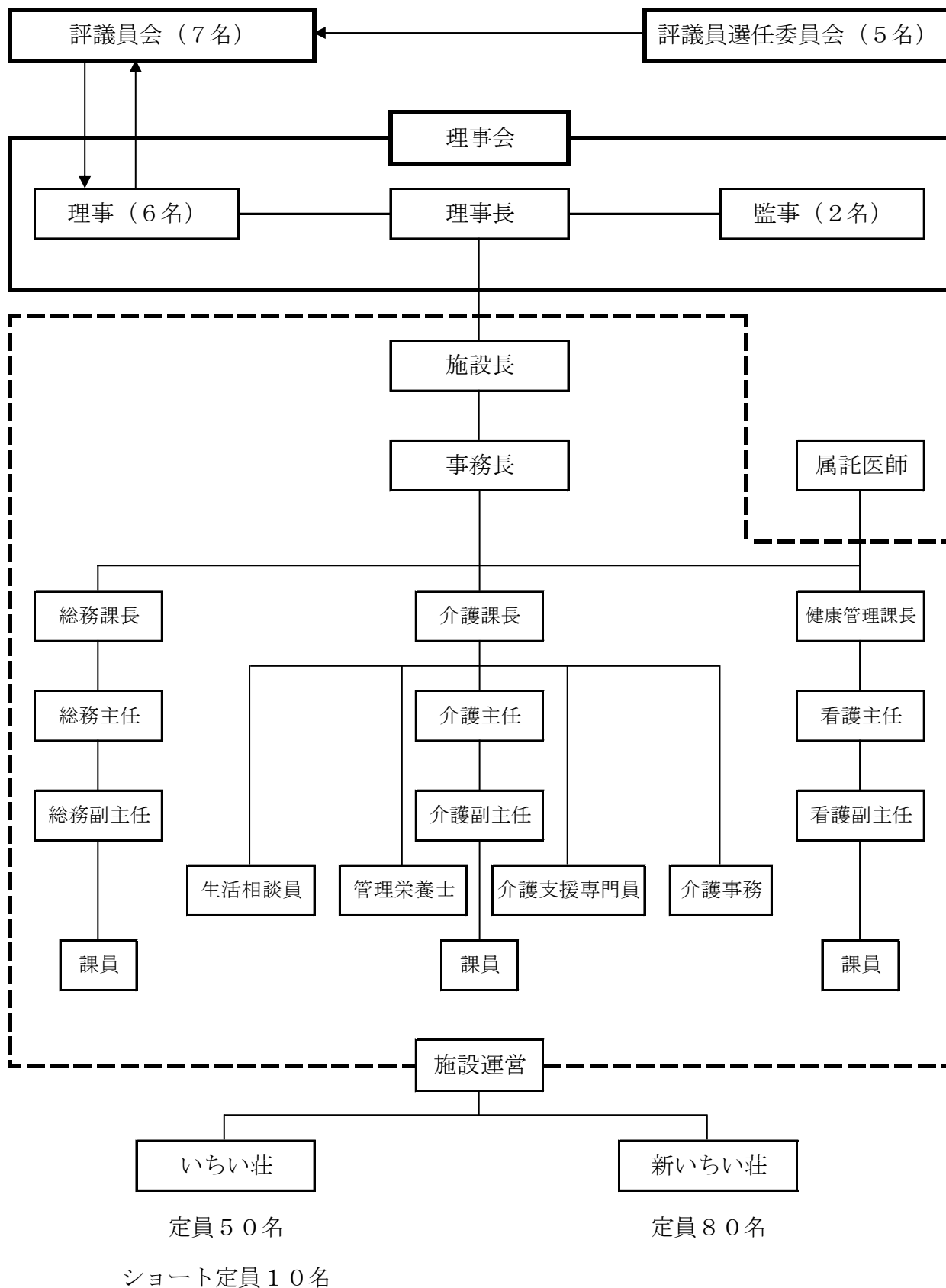
当法人は、地域社会における福祉施設の役割を担い、保健・医療・福祉サービス等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

5 職員の和と専門性の向上

介護の原点は「温かい心」と心得、又、正しい知識と確実な技術の実践が「安全」を担保します。私たちは、質の高いサービスを提供するよう、職員の「和」を醸成し研修・研鑽に努め、全職員、その専門性の向上を図ります。

2 組織機構に関すること

・組織機構図



3 法人本部に関すること

I 重点目標と実施内容

- 1 社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人の責務を果たします。
 - (1) 地域における、日常生活等で支援が必要な者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する等の公益的な取組みについて研究してまいります。
 - (2) 平成29年4月1日施行改正社会福祉法第59条の2第5項に定める社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム導入がスムーズに行えるよう準備いたします。
- 2 施設整備及び施設設備の充実を図ります。

いちい荘の給水・給湯設備及び暖房ボイラー設備の更新を行います。
- 3 平成30年度業務委託契約の更新に向けて、準備を行います。
 - ①給食調理業務委託契約
 - ②警備業務委託契約
 - ③清掃業務委託契約
 - ④洗濯業務委託契約
 - ⑤寝具類賃貸借契約
- 4 評議員会、理事会や監事監査は法令等を遵守し、諸事業活動を行います。
 - (1) 役員の間業務計画に沿って、評議員会ならびに理事会の開催や監事監査を実施します。
 - (2) 社会福祉法人の管理運営についての役員研修を積極的に進めます。
- 5 組織の見直し
経営組織の強化を推進し、事業の透明性の確保を図り、地域社会から信頼される組織を構築します。

II 役員の間業務計画

時期	業務項目			内容
平成29年4月	評議員会			
5月		理事会	監事監査	・平成28年度事業報告 ・平成28年度会計決算等
6月	評議員会	理事会		・計算書類及び財産目録の承認 ・新理事、監事の選任 ・新理事長の選定
8月			監事監査	・第一四半期 会計・運営監査
10月		理事会		
11月			監事監査	・第二四半期 会計・運営監査
平成30年2月			監事監査	・第三四半期 会計・運営監査
3月		理事会		・平成30年度事業計画 ・平成30年度資金収支予算等

《研修等》

- | |
|------------------------------|
| ・「法人役員専門研修」(札幌市) |
| ・「平成29年度社会福祉法人経営実務セミナー」(札幌市) |

4 人材育成に関すること

(1) 職場内研修、各種専門研修

■基本方針

利用者のQOLの向上、組織の活性化を実現するため、職員教育を徹底します。

重点目標	実施内容
職場内での研修・専門職研修等への出席を強化します。	① 新採職員へ社会人としての基本的マナーや、施設職員としての心得など理解が深められるよう、採用時に職場内研修を実施いたします。
	② 新任職員の教育に重点を置き、助成事業等を活用するなど、経費の軽減に努めながら効率的な人材育成を図ります。
職員教育の徹底と組織の活性化を図ります。	① 外部の講師を招聘した研修会や、内部職員会議で各課の取組みなどを報告しあい、全職員が共通の認識を持てるよう組織の円滑化、活性化などを図ります。
	② 新任介護職員の教育にエルダー制度を実施し、マニュアル等を活用することで専門職として育成します。また、教育担当職員・新任職員間のコミュニケーションを密に図ることで職場への定着に繋がります。

(2) 研修派遣計画表

① 北海道・空知老人福祉施設協議会

研修会名	参加職員(職種)	開催地	人数
定期総会並びに施設長研修会	施設長	空知管内	1名
施設長研修会	施設長	空知管内	1名
北海道老人福祉施設協議会 老人福祉施設長研究セミナー	施設長	札幌市	1名
全道老人福祉施設研究大会	施設長、事務長	札幌市	2名
生活指導員・相談員等研修会 (前・後期)	生活相談員等	空知管内	4名
看護師研修会	看護職員	空知管内	1名
栄養士・調理員研修会	栄養士	空知管内	1名
介護職員研修会	介護職員	空知管内	4名
介護支援専門員	介護支援専門員	空知管内	2名

事務員研修会	事務職員	空知管内	1名
個別ケア部会研修会	介護職員	空知管内	12名

② 空知総合振興局保健環境部保健行政室（岩見沢保健所）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開催地	人数
特定給食施設等従事者研修会	栄養士	岩見沢市	1名
南空知圏域感染症予防研修会	看護職員・栄養士	岩見沢市	1名

③ 社会福祉研修所（北海道社会福祉協議会）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開催地	人数
新任介護職員研修	介護職員	札幌市	4名
介護職員専門研修Ⅰ	介護職員	札幌市	2名
介護職員専門研修Ⅱ	介護職員	札幌市	2名
看護師専門研修	看護職員	札幌市	1名
経理・事務担当者(施設)専門研修A	事務職員	札幌市	1名
生活相談員専門研修	生活相談員	札幌市	2名
施設長専門研修	施設長	札幌市	1名

④ 北海道社会福祉施設経営者協議会（北海道社会福祉協議会）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開催地	人数
総会・社会福祉法人経営セミナー	施設長、事務長	札幌市	2名
社会福祉法人社会福祉施設 ブロック研修会	施設長、事務長	札幌市	2名
社会福祉法人経営実務セミナー	施設長、事務長	札幌市	2名

⑤ 栄養士会

研 修 会 名	参加職員（職種）	開催地	人数
北海道栄養士会春期全道栄養士 研修大会並びに定期総会 職域別専門研修会	栄養士	札幌市	1名
北海道栄養士会 秋期全道栄養士研修大会 職域別専門研修会	栄養士	札幌市	1名
北海道栄養士会空知支部 春期研修会並びに定期総会	栄養士	空知管内	1名
北海道栄養士会空知支部 秋期研修会	栄養士	空知管内	1名
岩見沢地区栄養士会春期研修会 並びに総会	栄養士	岩見沢市	1名
岩見沢地区栄養士会秋期研修会	栄養士	岩見沢市	1名

⑥ その他

研 修 会 名	参加職員（職種）	開催地	人数
苦情解決システム研修会	生活相談員等	札幌市	2名
社会福祉法人新会計基準等研修会	事務職員	札幌市	1名
ユニットリーダーフォローアップ 研修会	介護職員	札幌市他	3名
北海道身体拘束廃止推進研修会	介護職員	岩見沢市	1名
危機管理セミナー	介護職員	札幌市	1名
共済会業務研修会	事務職員	札幌市	1名
ユニットケアリーダー研修会	介護職員	札幌市	1名
介護リーダー研修会	介護職員	札幌市	4名

5 委員会・会議に関すること

(1) 委員会

委員会名	目的・内容等	開催回数	参加職員
衛生委員会	職員の労働環境を管理することにより、労働災害を未然に防ぎ、安全で快適かつ衛生的な職場環境を確保するため開催いたします。	年12回以上	委員長、衛生管理者 専任看護師、衛生委員 産業医
入居判定委員会	入居申込みを行っている待機者に対し、指定介護老人福祉施設（いちい荘及び新しいちい荘）入居優先度判定指針に基づいて第一次判定を行い、入居の優先順位を確定（総合判定）するために開催いたします。	年4回	第三者委員 施設長、事務長 介護課長、健康管理課長 生活相談員 介護正副主任 看護正副主任 管理栄養士他
苦情解決委員会	障害の有無や年齢にかかわらず、利用者個人の権利を擁護し、サービスに対する満足度や関係者の信頼度を確保・向上させるとともに、権利侵害に至らせないように苦情を適切に解決して安心した生活をおくれるよう支援するため開催いたします。	年1回以上	第三者委員 施設長、事務長 介護課長、健康管理課長 総務課長、生活相談員 介護支援専門員 介護正副主任 (看護正副主任)他
介護事故防止委員会	利用者の安全の確保、介護事故に対する予防対策、利用者の満足度の向上を志向し、介護サービスの質の改善によって介護事故の防止を図るため開催いたします。	年4回以上	施設長、事務長 介護課長、健康管理課長 総務課長、介護正副主任 生活相談員 介護支援専門員他
身体拘束廃止委員会	身体拘束により、利用者の権利や人権が阻害され、人間としての尊厳も侵されることを防止し、ケア等によって利用者のQOL（生活の質）を向上させるとともに施設内身体拘束廃止を図るため開催いたします。	年2回以上	施設長、事務長 介護課長、健康管理課長 看護正副主任 介護正副主任 生活相談員 介護支援専門員
感染症対策委員会	感染症について、正確な知識を得るために、感染症の情報の提供、感染症者が発生した場合の治療、感染者への対応等について、施設内の感染予防を図るため開催いたします。	年4回	施設長、事務長 健康管理課長 看護正副主任 介護課長、総務課長 介護正副主任 生活相談員、管理栄養士

*その都度、必要に応じ随時開催する。

(2) 会議

会議名	目的・内容等	開催回数	参加職員
全体会議	利用者の処遇サービスの向上等施設内全体の改善、見直しを図るため開催します。	月1回	施設長、事務長 介護課長、生活相談員 管理栄養士、介護職員
職員会議	施設の業務の円滑な運営と職員相互の連携を図るため開催します。	年1回以上	全職員
管理運営会議	利用者及び職員の処遇向上、建物管理等運営全般について周知及び各職員相互の連携を図るため開催します。	月1回	施設長、事務長 総務課長、介護課長 健康管理課長 総務正副主任 介護正副主任 看護正副主任 生活相談員
行事会議	年間行事計画の作成とその実施内容の役割分担を企画、立案を行うため開催します。	月1回	介護課長、介護正副主任 生活相談員、管理栄養士
ユニット会議	ユニットで行う業務全般にわたり、改善、見直し等を図るため開催します。	月1回	介護課長、介護正副主任 生活相談員 介護支援専門員 介護職員、(看護職員)
サービス担当者会議	介護支援専門員(ケアマネージャー)によって課題分析した結果を基に、利用者の施設サービス計画(ケアプラン)について各担当職員間で協議し、利用者と家族の了承を得て施設サービス提供に結び付けるため開催します。	月2回以上	介護課長、介護正副主任 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士、看護職員 機能訓練指導員
給食会議	各関係職員の専門的な見地から、利用者の要望等に応じた食事内容を協議・検討するため開催いたします。	月1回	介護課長、管理栄養士 介護正副主任 生活相談員 介護支援専門員

*その都度、必要に応じ随時開催する。

6 総務に関すること

(1) 庶務・経理

■基本方針

業務内容を見直し、安全で正確かつ効率的な業務遂行に努めます。

重点目標	実施内容
財務会計システムの見直しを行い、透明性を確保します。	「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」や「社会福祉充実計画」の策定実施に対応するため、会計ソフトの見直しを行います。 また、会計ソフトの使用方法を研鑽し、業務が円滑に行えるよう日々努力して参ります。
総務課内での業務・仕事内容の見直しを行い、安全で正確かつ効率的に業務が遂行できるようにします。	① 常に翌月の仕事内容を意識し、日々、仕事のやり方を点検し業務改善に取り組みます。また、時間管理を徹底し業務の効率化に努めます。
	② 『個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律』の改定に伴う行政手続きの処理が正確、かつ、適切に行えるように引き続き研修会等に参加して研鑽を重ねて参ります。

(2) 防災・防犯対策

■基本方針

防災・防犯対策を徹底し、自然災害時等に速やかに対応できる体制を整えます。

重点目標	実施内容
より実践に即した訓練を実施します。	高層建物災害に対する備えを継続し、火災や地震等の自然災害に対する消防計画を作成し、ご利用者の避難や救護を最優先でできる消防訓練及び消火器具の取り扱いや応急手当について、岩見沢地区消防事務組合の立会い・指導のもと実施いたします。 ・日中想定総合訓練（6月）＊地震・火災 ・夜間検証消防訓練（10月）＊時間制限による避難訓練
防火管理を徹底します。	日常から自主的に防火器具の防火点検を実施し、さらには消防用設備等法定点検を業者委託します。また、職員全体で火気の取り扱いに注意し防火意識の向上を図ります。 ・防火自主点検（7月、1月） ・消防用設備等法定点検（4月、10月）
防犯管理を徹底します。	「ご来客者カード」をご記入いただくことにより、来荘者の確認を徹底し、防犯に努めます。

(3) 環境・施設設備

■基本方針

施設の住環境を快適にするために、施設設備および環境保全に努めます。

重点目標	実施内容
<p>充実した環境整備に努めます。</p>	<p>① いちい荘の老朽化が激しい給水・給湯配管及び温水ボイラーを更新し、施設の環境整備に努めます。</p>
	<p>② 施設内・外の環境整備を行います。 (ア) 草刈りの実施 (5・6・7・9月) (イ) 季節害虫等の駆除 (春～秋) (ウ) 池の清掃及び水の張替 (清掃：4・6・7・9月、水の張替：適時) (エ) 玄関前プランター等の整備(花植え等、5月～10月まで) (オ) 側溝の清掃 (土、泥等及び落葉等) (カ) 施設敷地内樹木の剪定等 (随時) (キ) 冬囲い作業 (冬季) ※10月中旬～11月中旬 (ク) 除雪作業 (冬季)</p>
	<p>③ 下記業務については、業者に委託します。 (ア) ごみの収集業務 (週3回) (イ) 医療廃棄物の処理 (随時) (ウ) 段ボール及びアルミ缶回収業務 (随時) (エ) 除雪作業 (敷地内駐車場の除雪および道路排雪等)</p>
	<p>④ 岩見沢市のゴミ分別の細分化に伴い、分別方法の周知徹底を行い、清潔な生活環境を整えます。</p>
<p>施設設備等の維持管理を行います。</p>	<p>業者による点検・保守の他、自主点検を行い、施設設備の維持管理に努めます。 (※業者による年間保守計画のとおり)</p>
<p>適切な車両維持管理を行い、安全を確保します。</p>	<p>下記の車両点検を実施します。 (ア) 初動操作時に燃料の残量の確認 (毎朝) (イ) ウォッシャー液の確認 (2週間に1回) (ウ) 洗車および車内の清掃 (随時) (エ) 空気圧の点検 (1ヶ月に1回) (オ) 車両消耗品、除雪機 (ワイパー、タイヤ、エンジンオイル等) 定期的点検及び交換 (カ) タイヤの交換 (4月中旬、11月上旬)</p>

(4) 業務委託

<p>施設の外部業務委託を継続します。</p>	<p>(ア) 給食業務 (イ) 清掃業務 (ウ) 寝具類賃貸借業務 (エ) 警備業務 (オ) 洗濯業務</p>
-------------------------	---

(5) 業者による年間保守計画

月	実施項目	内 容 等
4	消防用設備等法定点検	消防設備が適切に作動する為の点検を行います。
5	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するように点検を行います。
	分煙機保守点検	分煙機のフィルター交換等の保守点検を行います。
7	浄化槽汚泥引抜	浄化槽の沈殿槽に堆積した汚泥の引抜き作業を行います。
	浄化槽検査	浄化槽法に基づき、検査を行います。
8	分煙機保守点検	分煙機のフィルター交換等の保守点検を行います。
9	地下タンク等定期点検	消防法に基づき、地下タンクの漏洩等の検査を行います。
	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するように点検を行います。
	消防用設備等法定点検	消防設備が適切に作動する為の点検を行います。
	法人車車検	利用者送迎車 スズキ エブリイ 平成20年式
11	ばい煙測定	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の検査を行います。
	分煙機保守点検	分煙機のフィルター交換等の保守点検を行います。
12	法人車車検	利用者送迎車 ハイエースMT 平成5年式
1	貯水槽清掃	水質を保つために、貯水槽内の清掃を行います。
	簡易専用水道検査	水道法に基づき、水質の検査を行います。
	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するように点検を行います。
2	分煙機保守点検	分煙機のフィルター交換等の保守点検を行います。
偶数月	厨房排水分離層清掃	分離層に堆積する固形物等の清掃を行います。
奇数月	電気工作物巡視点検	電気設備の異常等が無い点検を行います。
毎月	エレベーター保守点検	エレベーターの保守点検を行います (月1回)
	し尿浄化槽保守点検	浄化槽の保守点検を行います (月3回)

7 介護に関すること

■基本方針

- ・いちい荘方針 ～ 相手の気持ちに配慮した暖かい援助を心がけ、安心・安全な介護を提供します。
- ・新しいち荘方針 ～ 暮らしの継続を実現する為に、個々に合わせた自立支援を目指します。

(1) 利用者（入居者）との関わり

重点目標	実施内容
【いちい荘】 利用者が安心して生活できるように耳を傾け相手の気持ちに寄り添った対応をします。	① 利用者の気持ちに寄り添い、訴え時には耳を傾け対応して行きます。
	② 施設サービス計画書の内容を理解し、利用者の状況を記録します。
	③ 介護情報に基づき、安全に配慮した介護を提供します。
【新しいち荘】 一人ひとりの個性や想いを大切にし、その人らしい生活を支援します。	① 24Hシートを作成し、意向を踏まえた自立支援を行なっています。
	② 基本情報を随時更新し、入居者の心身の状況に合わせた支援をします。
	③ 施設サービス計画書を確認し内容に沿って行い、その人らしい生活を送ってもらえるよう支援をします。

(2) 食事

重点目標	実施内容
【いちい荘】 利用者の身体状況に合わせた食事が提供できるよう援助します。	① 利用者が食事を食べられるように個々にあった椅子、テーブルを使用します。
	② 利用者個々に合った食器等を準備し自力での食事を促します。また、食事の姿勢にも配慮し、誤嚥予防に努めます。
	③ 本人に合わせた食事を提供しているか確認し摂取時も動作等を確認します。
【新しいち荘】 入居者のペースで食事が食べられるよう支援します。	① 食習慣を確認し、入居者の好む場所や時間で食事が食べられるよう配慮します。
	② ユニット内で炊飯を行い、日常的な食事の風景を大切にします。
	③ 物品や食環境に配慮し、自力で食事が食べられるよう支援します。
【共通】 食事を楽しみを持てる機会を提供します。	① 選択食の日を月に2回以上実施いたします。特に麺やパン、丼物の食事を提供いたします。
	② 寿司の日を月に1回実施いたします。4月～10月までの間はちらし寿司、11月～3月までの間には、握り寿司（生寿司）を提供いたします。
	③ バイキングの日を年に3回実施いたします。寿司バイキングやデザートバイキング等、会食式の食事会を開催いたします。
	④ 喫茶の日を月に1回実施いたします。普段と違う場所で新鮮な気持ちでおやつを楽しんでいただけるよう企画いたします。

(3) 排泄

重点目標	実施内容
【いちい荘】 プライバシーに配慮し、利用者の身体状況に合わせた排泄ケアに努めます。	① プライバシーに配慮した上で利用者の身体状況に合わせたトイレ誘導、オムツ交換を行います。
	② オムツを使用している利用者の排泄リズムを把握し、利用者にあった時間に交換できるよう努めます。
	③ 利用者に適したパッドなどを使用し、皮膚トラブルの予防・改善に努めていきます。
【新しい荘】 入居者一人ひとりに合わせた場所、物品を使用し支援します。	① 入居者一人ひとりの状態や時間に合わせて、オムツ交換の援助、トイレ誘導の支援をします。
	② 施設の設備を活かし、出来る限りトイレで排泄できるように支援します。
	③ 声掛けやオムツの持ち運びに留意し、入居者の羞恥心、プライバシーに配慮します。

(4) 入浴

重点目標	実施内容
【いちい荘】 利用者が入浴することでリラックスできるよう援助します。	① 利用者の状態に合わせプライバシーに配慮した入浴方法を選択します。
	② 利用者の年代に合わせたBGMを用いてリラックスした空間を演出します。
	③ 利用者の状態に応じ季節に合わせた衣類を選択していただけるように対応します。
【新しい荘】 入居者がご自分のペースで入浴できるよう支援します。	① 入居者一人ひとりのニーズに沿えるよう、希望者には、同性対応、入浴する時間帯や曜日の調整に配慮します。
	② マンツーマンで対応することで、安心してその人らしい入浴ができるよう支援します。

(5) 余暇活動等

重点目標	実施内容
<p>【いちい荘】 季節や楽しみを感じていただけるよう援助します。</p>	<p>① 季節感を体感できるよう外出行事を年5回実施します。</p> <p>② レクリエーション、誕生日のお祝い等の企画を催し施設生活が充実するよう実施します。</p>
<p>【新しいい荘】 趣味や活動を大切に、楽しめる機会を提供します。</p>	<p>① 希望される方には、外出する機会を設け、施設生活の気分転換を図ります。</p> <p>② 活動する場として、レクリエーション活動やクッキング等、意向に沿った企画をユニットごと、フロアごとに催し、参加の援助を行います。</p>
<p>【共通・クラブ活動等】 ボランティア団体等の協力を得ながら、好みの活動に参加できるよう援助します。</p>	<p>① 習字クラブ～いちい荘、新しいい荘月1回ずつ実施します。習字の先生の指導をいただき、出来上がった作品は廊下等で鑑賞できるように配慮します。</p> <p>② 生花クラブ～月に1回実施します。生花の先生の指導をいただきながら自由に楽しく生けていきます。出来上がった作品は玄関や廊下、居室等で鑑賞できるように配慮します。</p> <p>③ カラオケクラブ～月に1回、いちい荘と新しいい荘交互に実施します。ボランティアの皆様の協力を得て、歌を歌ったり聴いたりする場を提供します。</p> <p>④ 折り紙クラブ～月1回実施します。ボランティアの皆様の協力を得て、コミュニケーションを取りながら作品を作りあげて行きます。作成したものは居室等で鑑賞できるようにします。</p> <p>⑤ 移動売店～毎週1回施設内で買い物が楽しめるように市内商店の協力を得ます。</p> <p>⑥ 法話会・心のリハビリの会（いちい荘）～栗沢仏教会の協力を得て、住職からお経やお説教（法話）などを聞いていただけるように日程等の調整をします。</p> <p>⑦ リハビリレクリエーション（いちい荘）～市立栗沢病院の理学療法士に協力を得て、ゲーム的要素を取り入れたリハビリテーションを行います。</p>

(6) 住環境

重点目標	実施内容
<p>【いちい荘】 利用者に合わせた環境を整えます。</p>	<p>① プライバシーに配慮し、清潔な環境で過ごしていただけるよう努めます。</p> <p>② 食堂ホールは、多くの利用者が過ごしやすく、安全に配慮した共同空間に努めます。</p>
<p>【新しいい荘】 入居者が安心して生活出来るよう、環境を整えます。</p>	<p>① 居室やリビングの清掃を行う事で、清潔な環境で過ごしていただけるよう行います。</p> <p>② セミパブリックスペースを、一人でゆったりとくつろげる場、入居者と家族の憩いの場や趣味活動を行える場となるよう、物品や鑑賞用品の選定をし、環境を整備します。</p> <p>③ ユニット施設の個室を活かし、使い慣れた家具や使用したい物品を持ち込んでいただけるようアプローチし、住みやすく、住み慣れた環境に近づけるよう支援します。</p>

(7) リスクマネジメント

重点目標	実施内容
【共通】 安心・安全な生活を支援します。	① リスクマネジメント部会で、各ユニット入居者のリスクを分析し、情報共有します。リスクに応じた取り組みを実施します。
	② 誤薬事故を防止できるよう、投薬マニュアルの見直しを行います。
	③ 事故やヒヤリハットが起こった時は、事故発生状況の確認を行い、原因究明、再発防止策を分析し、適切な報告を行います。
	④ 食事は、事前に施設栄養士が味見・トレイチェックを行い、品質・安全性を確認した上で提供いたします。

(8) 身体拘束廃止等

重点目標	実施内容
【共通】 各職種と連携し、ケアの質向上に努めます。	① ケア向上部会で、日々のケアについて見直しを行い、質の向上を目指します。
	② ベッド柵、移乗バー、車椅子の物品の使用目的を再度確認し、入居者の状態に合わせた環境を整備します。

(9) 施設サービス計画

重点目標	実施内容
【共通】 職員が施設サービス計画書の内容を理解し、サービスが実施しやすい計画作成に努めます。	① 職員が施設サービス計画書の意味や役割を理解できるように、研修やサービス担当者会議を通じて伝えていきます。
	② 具体的にサービスが実施できるよう、短期目標を明確にし、サービスとの連動性がある施設サービス計画作成を目指します。
【共通】 利用者や家族の意向・意思を尊重し、その人らしい生活が実現できる施設サービス計画作成に努めます。	① 情報収集を密に行い、入居者の要望や生活習慣に配慮し、自立支援をにつながる計画作成します。
	② 入居者及び家族には、出来る限りサービス担当者会議に参加していただき、要望を尊重して施設サービス計画書を作成いたします。
	③ 施設サービス計画は入居者及び家族に理解していただけるよう十分な説明を行い、延滞なく実行いたします。
	④ よりよい施設サービス計画が作成できるよう研修などから最新の情報や知識を得て、計画書に反映させます。

(10) 家族・地域との交流

重点目標	実施内容
<p>【共通】 入居者と家族・地域がふれあえるきっかけを作ります。</p>	① 入居者と家族と一緒に楽しんでいただけるよう、夏祭りの案内を送付し、参加の働きかけを行います。また、地域住民にも参加していただけるよう、広報活動を行います。
	② 外出・外泊の際、家族から要望があれば、日程等の調整をして送迎対応を行います。
	③ 入居者が地域から孤立することを防止するため、栗沢住民との交流、地域行事へ参加援助を積極的に行います。
	④ 毎月広報誌「いちい荘だより」を作成し、入居者の生活の様子をお知らせします。また、ブログも毎月更新し、生活の様子を発信します。
	⑤ 面会の際に多目的室やダイニングが利用できることや、遠方から来る家族等の宿泊場所として、ゲストルームが利用できることを広報誌やブログでお知らせしていきます。

(11) 相談援助・苦情対応

重点目標	実施内容
<p>【共通】 入居者や家族が相談しやすい関係作りや環境を整えます。</p>	① 入居者への声掛け、家族へ近況報告等のコミュニケーションを密にとり、信頼関係の構築を図ります。
	② 苦情が発生した時は、迅速・丁寧・親切な対応を心がけ、解決につなげます。
	③ ご意見・ご要望の発言の場として、月に1回全体会議を開催いたします。会議録を施設内に掲示します。
	④ ご意見箱・記入用紙を設置、更新します。いただいたご意見を匿名化して施設内に掲示します。

(12) 栄養ケアマネジメント

重点目標	実施内容
<p>【共通】 低栄養状態の予防だけでなく、ご利用者が安心しておいしく食事を食べて頂けるよう支援し、食の満足度向上を目指します。</p>	① 食事は、入居者個々の栄養状態にあった食事提供を行います。栄養状態については、毎月の体重や、食事摂取量の変動を基に、3ヶ月に1回以上評価を行い、栄養ケアマネジメントを実施します。
	② 入居者の意見や嗜好調査・残食確認などで、よりおいしく食事を食べていただけるよう献立内容の見直しを随時行います。
	③ 低栄養状態、または身体機能上、通常の食事動作に支障がある場合には、各職種と調整の上、栄養補助食品の提供対応や自動食器の準備等を行います。
	④ 飲み込みに問題がある入居者については、安全にむせこみなく食べていただけるよう、食事、水分提供時には「とろみ剤」を使用します。
	⑤ 糖尿病の疾病がある方や飲み込みに問題がある入居者については、療養食の提供や経口維持計画の実施を行い、健康状態の維持・改善に繋がります。

(13) ショートステイ

重点目標	実施内容
<p>【共通】 利用しやすい施設を目指し、利用者のニーズに合わせた受け入れ体制を整えます</p>	① 介護が常時必要な方、生活環境で困っている方、緊急の受け入れなど、他事業所と連絡をとり、積極的に受け入れを行います。
	② 稼働率85%以上を意識して、居室調整や居宅介護支援事業所等にご利用していただけるよう働きかけます。また、土日の受け入れや面接・契約等の対応も積極的に対応していきます。
	③ ご家族の意見を反映できるように、送迎時に体調や意見等を確認し、短期入所生活介護計画に反映させます。
	④ ケアマネージャーの意見を反映できるように、電話や担当者会議等を通じて確認し、短期入所生活介護計画に反映させます。

8 健康管理に関すること

(1) 健康管理計画

■基本方針

健康で安心・安全な生活を送られるよう、利用者の健康管理に努めます。

重点目標	実施内容
ご利用者の疾病予防に努めます。	① 協力病院との連携を密にし、年に1回の結核検診を施行し集団感染の防止に努めます。
	② 利用者の心身機能の重度化に伴い、病状の観察を細目に行い、異常の早期発見に努め受診を行います。 また、重度化に伴い協力病院と調整すると共に、家族への今後の方針等を確認しながら慎重に対応して行きます。
	③ 利用者の皮膚状態（褥瘡・乾燥・爪白癬等）に合わせ、より一層の保湿に取り組み、予防ケアの処置を行います。
	④ 利用者の定期健康診断は、医師の指示により行います。
介護職員への医療知識の教育を図ります。	特別な体調変化や異常を発見した場合、応急処置を施し的確な報告・連絡を行い、医療機関への援助が的確に出来るよう介護職員へ医療知識の助言や指導していきます。 また、感染症対策等の手順の確認を行うなど医療知識の教育を行います。
インフルエンザ対策 ※11月実施	インフルエンザ感染予防対策として、利用者及び職員のワクチン接種を行います。
看護職員の研修	看護職員のスキルアップのため、積極的に外部研修に参加します。 また、研修参加者が講師となり課内で研修会を行い知識向上を図ります。
機能訓練の実施	身体機能維持向上を目的に、機能訓練を実施いたします。 ストレッチ体操も含め、個人の身体機能に応じた個別ケアを重視して実施して行きます。

(2) 感染症対策委員会の実施

■基本方針

感染の予防策として、各課と連携し啓蒙活動や勉強会などを精力的に行います。

重点目標	実施内容
感染症予防の徹底を図り、発生時は拡大防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染予防重点項目 年4回感染委員会開催 ・ 結核 (4月) ・ 疥癬、食中毒 (8月) ・ インフルエンザ (10月) ・ ノロウイルス (10月) ・ 緑膿菌、MRSA (1月) ・ ハセツパ水の噴霧 (11月～4月頃まで使用) ・ 新人職員入職時には感染等の意識向上のため説明、指導を行います。 ・ 各課との連携をとり感染の拡大防止に努め、早期対応が行えるように整備します。